

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月5日
【報告者の名称】	株式会社ゲオディノス
【報告者の所在地】	札幌市中央区南3条西1丁目8番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	011-241-3951
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 吉住 実
【縦覧に供する場所】	株式会社ゲオディノス (札幌市中央区南3条西1丁目8番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ゲオディノスをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、健康コーポレーション株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 健康コーポレーション株式会社
所在地 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 平成22年6月23日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成22年7月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成25年12月4日開催の取締役会において、後記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、()公開買付者による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について中立の立場をとるとともに、()当社普通株式に対する公開買付け価格は低廉であると判断されるため、当社普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また()本新株予約権はストック・オプションとして当社の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付け価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付けの妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すること（以下、()から()までの意見の表明を併せて「本意見表明」といいます。）を、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議いたしました。

なお、上記取締役会は、後記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係のない取締役及び監査役全員による承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を営む会社であり、公開買付者株式は、証券会員制法人 札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）アンビシャス市場に上場されております。

この度、公開買付者は、平成25年12月4日開催の取締役会において、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に上場している当社普通株式及び本新株予約権を対象とした、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

公開買付者は、当社の親会社かつ筆頭株主である株式会社ゲオホールディングス（以下「ゲオホールディングス」といいます。）との間で、ゲオホールディングスが保有する当社普通株式3,100,000株（株式所有割合73.04%（注））の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年12月4日付で締結したとのことです。その概要については、後記「(7)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

公開買付者によれば、本公開買付けは、3,100,000株を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。

本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。本公開買付けにおける買付予定数の下限に係る株式所有割合が3分の2を超えることから、公開買付者は、法令の規定（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第4項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

本公開買付けの結果、万一、当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、公開買付者は当社との間で立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定とのこと

です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はないとのことです。

なお、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である178円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月3日のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引終値349円に対して49.00%（小数点以下第三位四捨五入。以下、本資料において同様の箇所は全て同じです。）、平成25年12月3日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引終値の単純平均値372円（小数点以下四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）に対して52.15%、平成25年12月3日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引終値の単純平均値362円に対して50.83%、平成25年12月3日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者会社株式の普通取引終値の単純平均値352円に対して49.43%を、それぞれディスカウントした価格であり、直近の当社普通株式の市場株価に対して大幅にディスカウントした価格であることから、公開買付者としては、本公開買付けに多数の応募がなされることは基本的に想定していないとのことです。

（注） 株式所有割合は、当社が平成25年11月13日に提出した第60期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます）に記載された平成25年9月30日現在の当社の発行済株式総数（4,303,500株）から当社の所有する自己株式数（59,494株）を控除した株式数（4,244,006株）を分母にして計算しております（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）。

本公開買付けを実施する目的及び背景

当社は、昭和29年5月に映画興行を主たる事業目的とする須貝興行株式会社として設立されて以来、「人々に＜楽しむ＞を提供し、明日の幸せをお届けします」という企業理念のもと、60年に亘り北海道を中心にレジャー産業に携わってまいりました。平成8年4月には商号を須貝興行株式会社から株式会社スガイ・エンタテインメントに変更し、同年9月には日本証券業協会へ店頭銘柄として登録を果たしました。平成12年5月には、レンタル・リサイクル事業に進出するべく、株式会社ゲオ（現ゲオホールディングス。本項において同様の箇所は全て同じです。）とFC契約を含む業務資本提携を締結した結果、株式会社ゲオは当社普通株式を645,000株（株式所有割合15.20%）保有することとなり、当社の施設内にゲオショップを開設するなど緩やかな業務資本提携関係を継続してまいりました。その後、平成16年12月には日本証券業協会への店頭銘柄を解消し、当時のジャスダック証券取引所（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式上場し、平成17年9月には、株式会社ゲオとの間で、両社が所有するノウハウ、インフラの共有、相互利用をはじめとして、共同での企画開発などにより、高い相乗効果を生み出し、多様化、個性化するレジャーニーズへの対応に期待できるものと判断し、更なる業務資本提携を行う合意に至り、株式会社ゲオは公開買付けを通じて1株当たり555円にて当社普通株式を2,455,000株（株式所有割合57.85%）追加取得した結果、株式会社ゲオは当社普通株式を3,100,000株（株式所有割合73.04%）保有することとなり、当社は株式会社ゲオの連結子会社となりました。以来、当社は、事業面だけでなく企業運営面においてもゲオホールディングスとの連携を深めてまいりました。平成21年7月1日に商号を株式会社スガイ・エンタテインメントから株式会社ゲオディノスに変更したことを皮切りに、業務効率の改善等の観点から、売上管理システム、稟議・支払決裁システム、その他、様々な企業運営面での機能を、ゲオホールディングスの連結子会社としてゲオホールディングスグループのシステム利用を推進してまいりました。また、平成21年10月1日にゲオホールディングスの連結子会社である株式会社ゲオフロンティアからアミューズメント事業及びカフェ事業を、ゲオホールディングスの連結子会社である株式会社ゲオフィットネスからフィットネス事業を、それぞれ譲り受けて以降は、北海道内での事業展開のみならず、本州・四国・沖縄地域においても事業を展開してまいりました。現在では全国へフィールドを拡大しております。現在、当社は、GAME運営部、フィットネス運営部、ボウリング運営部、カフェ運営部、ディノス施設運営部から構成される事業セグメントの下、レジャー産業の基本である＜楽しむ＞という言葉を理念として掲げ、これを実現するためにスタッフ一丸となって取り組み、また、社会への貢献やスタッフの幸福を考え、企業としての発展と社会的責任を果たしております。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境として、GAME運営部においては、従来の小規模なゲームセンター主体から、近年は店舗の大型化が進んでおり、ショッピングセンター内などの大きなフロアを取れる複合施設型が主流となっております。これまでは比較的安定的に拡大してきたゲームセンター市場ですが、ここ数年の景気後退に伴う消費の冷え込み及び携帯ゲーム機や携帯電話におけるゲーム市場の拡大等により、アミューズメントレジャー事業の今後の見通しについて楽観視できない状況となっております。こうした中、ゲオホールディングスとしては、ゲオホールディングスグループ内における当社のあり方を再考するとともに、抜本的な改革も含めた様々な選択肢を検討していたとのことです。

一方、公開買付者は、公開買付者及び連結子会社14社より構成される企業グループ（以下、公開買付者及び子会社14社を総称して「公開買付者グループ」といいます。）を通じて、美容・健康関連事業、アパレル関連事業及び住関連ライフスタイル事業を行っているとのことです。公開買付者グループは、「世界でいちばん、イキイキワクワクし

た「けんこう（KENKOU）」をつくり、「えがお（EGAO）」「かがやき（KAGAYAKI）」「ありがとう（ARIGATOU）」を世界中に広めます。」を経営理念とし、美容・健康関連商品をインターネット通信販売等を通じて皆様に提供し、「美容」と「健康」をキーワードに、「夢・驚き・感動」のある商品・サービスを提供することで、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、業容を拡大してきたとのことです。平成18年5月には札幌証券取引所アンビシャス市場への株式上場を果たし、また近年においては、トータルボディメイクジム「RIZAP（ライザップ）」を全国的に出店し、同事業は積極的な事業展開により公開買付者グループ内でも重要な位置づけを占めるまでに成長しているとのことです。

しかし、公開買付者グループを取り巻く事業環境として、美容・健康関連事業においては、化粧品・食品・製薬等からの派生商品が急増し、商品コンセプトによる差別化が困難になってきており、マーケティング手法も含めた工夫が必要とされているとのことです。また、近年は次世代の収益柱を期待する食品・化粧品・薬品業界の大手企業の参入が著しく、競争環境は激化しているとのことです。このような背景のもと、公開買付者は、公開買付者の中心事業である美容・健康関連事業を一層拡大、強化すべく、他社とのアライアンスを含めた事業展開の可能性を模索していたとのことです。

かかる環境の下、公開買付者は、公開買付者グループと当社が一体となることにより、以下のような効果が見込まれると判断しているとのことです。

まずフィットネス事業においては、公開買付者が全国展開しているトータルボディメイクジム「RIZAP（ライザップ）」事業との関係強化等により、当社のフィットネス事業の更なる業績向上が期待されるとのことです。具体的には、当社が全国展開するフィットネス施設内に、RIZAPのノウハウを活かしたジム等を設置することで、同業他社との差別化を図り、集客の貢献に繋げることを考えているとのことです。また、公開買付者の「RIZAP（ライザップ）」事業にとっても、従前の自前だけの店舗展開だけでなく新しい営業スタイルが可能になり、さらに人材・ノウハウ等の交流により、店舗開発、商品・サービス開発、人材教育・育成等、共同で取り組むことにより、当社及び公開買付者の双方にとって、新しく、かつより強固な事業展開ができるものと確信しているとのことです。

次にGAME事業、ボウリング事業、カフェ事業、複合大型施設事業（ディノス施設運営部）については、公開買付者としてはこれらの事業をまとめて、「楽しみ、気分転換、くつろぎ等を求めて来店されるお客様に対して、様々なスタイルのサービスを提供する『エンターテイメント事業』」と捉えているとのことです。公開買付者によれば、当社において、これまでお客様のニーズに合わせて様々な施設を作り、サービスを提供してきたとの認識の下、加速度的に多様化するお客様のニーズに今後どのようなサービスを提供するのが良いのかを検討するにあたり、公開買付者が通販事業で培ったノウハウや手法を活かすことができると考えているとのことです。また、公開買付者によれば、当社の事業は施設型ビジネスであり、施設の稼働率を高めることが重要であると考えているとのことから、稼働率向上の為、公開買付者が通販事業で培った広告宣伝のノウハウ、マーケティングリサーチ力、クリエイティブ制作力等をもとに、集客の改善に取り組んでいくとのことです。また、リピート率を高める為、同じく公開買付者が通販事業で培ったCRM（“Customer Relationship Management”顧客満足度を向上させる為に、顧客との長期的関係を築く手法）のノウハウも活用していくとのことです。公開買付者によれば、これらのノウハウは、公開買付者が「RIZAP（ライザップ）」事業を展開するなかで、リアル店舗でも十分通用すると考えているとのことであり、当社ビジネスでも活用できると確信しているとのことです。

そのため、公開買付者による当社のグループ化を実施することが最適であるとの判断に至り、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施する方針としたとのことです。

このような状況の中で、公開買付者は、平成25年8月下旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年9月上旬頃から、当社の親会社であり、筆頭株主であるゲオホールディングスとの間で協議を開始したとのことです。その後、平成25年9月12日に、ゲオホールディングスに対し、ゲオホールディングスが保有する当社普通株式（3,100,000株、株式所有割合73.04%）の取得について意向表明書を提出したところ、平成25年9月27日に、ゲオホールディングスから検討する旨の回答を受け、ゲオホールディングスが保有する当社普通株式の取得に関する協議をさらに進めていくこととなったとのことです。公開買付者は、平成25年10月7日、当社に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、当社の了解を得て、当社に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。その後、公開買付者は、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、ゲオホールディングスと協議・交渉を続けるとともに、平成25年10月7日以降、当社との間でも、本公開買付けの目的や背景、子会社化のメリット等について、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、平成25年12月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、ゲオホールディングスとの間で本応募契約を締結したとのことです。

本公開買付けに対して中立の立場をとるに至った意思決定の過程

当社は、平成25年9月6日にゲオホールディングスより、ゲオホールディングスと公開買付者との間で、ゲオホールディングスが保有する当社普通株式の譲渡に関する協議を行う予定である旨の連絡を受けました。また、当社は、平成25年10月7日に公開買付者より、本公開買付けに係る意向書を受領しました。当社は、本公開買付けに関する一

連の連絡を受けて、手続の公正性を担保しつつ、利益相反を回避する措置として、以下のような手続きにより検討を行いました。

まず、当社は、本公開買付けに関する連絡を受けて、公開買付者、ゲオホールディングス及び当社から独立したリーガルアドバイザーである弁護士法人神戸法律事務所（以下「神戸法律事務所」といいます。）、及びフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）からの助言を踏まえつつ、当社の企業価値の向上の観点から、当社としての最善の選択について慎重に検討を行いました。

また、当社は、利害関係を有しない当社の取締役が慎重な審議を行うことができるよう、平成25年12月4日開催の取締役会に先立ち、公開買付者との間で複数回に亘り継続的な協議を重ね、また、利害関係を有しない当社の取締役及び監査役自ら、公開買付者の代表取締役である瀬戸健氏（以下「瀬戸氏」といいます。）に対して本公開買付けに関する聴取を目的に面談を実施しました。当社は、公開買付者との複数回に亘る継続的な協議において（ ）本公開買付けの算定根拠の確認、（ ）当社の少数株主へ配慮した本公開買付け価格及び公開買付け期間を含む本公開買付けの諸条件等の検討要請、（ ）本公開買付け後において、公開買付者が想定している当社の企業価値向上に向けた具体的な施策の確認等に関するやり取りを行い、公開買付者及び瀬戸氏の実績、本公開買付けが成功した場合の公開買付者の経営方針等を聴取するとともに、かかる経営方針が当社の事業戦略に合致するか、当社の企業価値向上に資するか等について確認を行いました。

他方、当社は、ゲオホールディングスとの間でも並行して複数回に亘る継続的な協議を重ねました。当社は、ゲオホールディングスとの一連の協議を通じて、（ ）ゲオホールディングスが当社を傘下に収めた際に想定していた事業上のシナジーの実現が困難であると判断されたこと、（ ）以前から当社の抜本的な改革も含めた様々な選択肢を検討されていたこと、（ ）ゲオホールディングスにとって、当社はグループ戦略の構想から外れていること、（ ）公開買付者からの意向表明書を受けて本応募契約を締結する予定であることを確認しました。当社は、以上を踏まえて、本公開買付けによりゲオホールディングスが当社普通株式を売却する方針であることを前提に、公開買付者から提案された本公開買付けについて慎重に検討を行い、当社として、後記「 当社の意見の理由」記載の内容を含む事由を総合的に勘案した結果、平成25年12月4日開催の取締役会において、上記「(1) 意見の内容」記載の意見を表明することを決議いたしました。

当社の意見の理由

当社は、公開買付者から、公開買付者グループが展開しているRIZAP事業の成功事例や、広告宣伝による自社オリジナル商品の販売実績、魅力的な株主優待制度の設計等の公開買付者ならではの経営ノウハウについて説明を受けるとともに、本公開買付け後にかかるノウハウを当社に対して提供することで当社の企業価値の向上を図りたい旨の説明を受けました。

他方、当社は、ゲオホールディングスが当社普通株式を売却することが避けられないとの前提のもと、公開買付者が本公開買付けによって当社の筆頭株主となること、当社の企業価値向上に資するか否か等について検討を行いました。その結果、当社は、（ ）当社及び公開買付者にとって共通の事業分野であるフィットネス事業に関しては、サービスメニューなど両社共同での商品開発の可能性があること、及び（ ）フィットネス事業と並ぶ当社の主力事業であるGAME事業及びボウリング事業に関しては、公開買付者の有する広告宣伝ノウハウの活用により当社のアミューズメント施設やボウリング場に集客増加が見込めること等、公開買付者の有する販売ノウハウと当社の有する商品の企画・開発ノウハウとの融合を図ることによる事業上のシナジーの実現、ひいては中長期的な当社の企業価値の向上が一定程度期待されるとの判断に至りました。

もっとも、後記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値評価分析報告書の取得」記載のとおり、本公開買付け価格である178円は、当社が依頼した第三者算定機関であるKPMGによる株式価値評価分析報告書（以下「株式価値評価分析報告書」といいます。）における株式市価法の価格レンジ352円～372円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の価格のレンジ231円～281円、株価倍率法（参考）の価格のレンジ361円～380円のいずれも下回る価格となります。

また、仮に、当社の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株（当社の発行済株式総数（4,303,500株）から当社の所有する自己株式数（59,494株）、当社の役員が所有する株式数（12,229株）、ゲオホールディングスが所有する株式数（3,100,000株）を控除した数）（発行済株式数であり上場株式数である4,303,500株に対して26.30%）と同数であり、かつ、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表以後の市場株価が当該公開買付け価格に鞅寄せするとは限らないものの、平成26年3月31日時点の当社普通株式の普通取引の終値が本公開買付け価格である178円となった場合には、当社普通株式の想定流通株式時価総額は201,456,306円となり、東京証券取引所が定めるJASDAQの上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に抵触し猶予期間1年の間に流通株式時価総額が2.5億円以上とならない場合には、当社普通株式はJASDAQにおいて上場廃止となります。そ

ここで、当社は、当社の少数株主への配慮の観点から、公開買付者との間で本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件について継続的に協議を行ったところ、公開買付者より、本公開買付価格は178円とするものの、仮に当社普通株式が上場廃止基準に抵触することとなった場合には、公開買付者は当社との間で立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、当社普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定との回答を得ました。

そこで、当社は、本公開買付けに対して表明する意見の内容について慎重に協議・検討するにあたり、主に(a)ゲオホールディングスにとって、当社はグループ戦略の構想から外れていること、(b)公開買付者が当社の筆頭株主となることは中長期的には当社の企業価値の向上に一定程度資することが期待されること、(c)本公開買付価格がゲオホールディングスと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者によるゲオホールディングスが保有する当社普通株式の取得を企図したものであること、一方で、(d)本公開買付けにおいては、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を超えることから買付予定数の上限が設定されており、また、本公開買付価格である178円については、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表後の市場株価が当該公開買付価格に鞅寄せするとは限らないものの、仮に当社の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における当社普通株式の普通取引の終値が本公開買付価格と同額となった場合には、当該時点における当社の流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株(当社の発行済株式総数(4,303,500株)から当社の所有する自己株式数(59,494株)、当社の役員が所有する株式数(12,229株)、ゲオホールディングスが所有する株式数(3,100,000株)を控除した数)と同数であれば、想定流通株式時価総額が201,456,306円となるために、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、当社普通株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば本公開買付けにより当社普通株式の上場廃止は企図しておらず、本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には当社との間で立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議した上で当社普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であること、(e)本公開買付価格が、当社が依頼した第三者算定機関であるKPMGから受領した当社普通株式の1株当たり株式価値の分析を行った株式価値評価分析報告書における分析結果を下回ること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案いたしました。

その結果、当社は、平成25年12月4日開催の取締役会において、上記「(1)意見の内容」に記載される通り、()本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、()当社普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、当社普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また()本新株予約権はストック・オプションとして当社の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行行使することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議いたしました。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け成立後、当社の大株主として、当社とのコミュニケーションを一層深めるとともに、当社がこれまで推進してきた事業運営方針をベースとして、公開買付者のリソースを活用し、更なる成長戦略の実現を目指す方針とのことです。また、当社とのシナジーを早期に極大化するため、本公開買付けの決済後速やかに当社の役員を選任するための臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催させて、公開買付者グループから当社へ複数の取締役及び監査役を派遣する予定であり、取締役については当社取締役会の過半数の派遣を予定しているとのことです。なお、当社の取締役のうち、ゲオホールディングスの取締役を兼務している清水松生氏、ゲオホールディングス出身者である光安浩二氏及び高野泰樹氏については、本臨時株主総会の終結時をもって退任していただく予定とのことです。

また、後記「(7)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」記載の通り、(a)公開買付者は、平成25年12月4日現在において当社がゲオホールディングスから提供を受けて利用しているシステムについて、本公開買付け後の一定期間、当社をして、本公開買付け実施前と同一の条件で継続して使用させること、及び(b)本日現在において当社が使用しているゲオホールディングスのブランドについて、平成27年6月30日までの間、当社をして使用させる予定とのことです。

更に、後記「(7)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」記載の通り、公開買付者は、当社をして、本公開買付けの成立を条件として、平成26年4月1日に、株式会社ゲオに対して、当社のGAME事業の一部(ゲオショップ内のゲームコーナーであるリトルパーク事業)に関する機器や貯蔵品等の資産を譲渡させること(以下「LP資産譲渡」といいます。)を予定しているとのことです。なお、平成25

年3月期売上高は、当社全体で8,370百万円、その内リトルパーク事業については596百万円であり、リトルパーク事業の売上高が当社全体に占める割合は約7%となります。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、主として以下のような本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者、ゲオホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、フロンティア・マネジメントは、公開買付者、ゲオホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関し、重要な利害関係を有していないとのことです。

フロンティア・マネジメントは、当社経営陣から当社の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の条件の下で、当社株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、公開買付者はフロンティア・マネジメントから、平成25年12月4日に当社の株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

フロンティア・マネジメントによる当社普通株式の1株当たり株式価値の評価結果は、以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	349円～372円
類似会社比較法	1円～453円
DCF法	1円～287円

市場株価平均法では、平成25年12月3日を基準日として、JASDAQにおける当社普通株式の普通取引の基準日における終値349円、直近1ヶ月間の終値の平均値372円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値362円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値352円（小数点以下四捨五入）をもとに、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を349円から372円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社普通株式の株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を1円から453円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を1円から287円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の評価結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、直近1年間の当社普通株式の市場株価の動向、当社による本公開買付けへの意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、本応募契約を締結しているゲオホールディングスとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年12月4日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株あたり178円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格178円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年12月3日のJASDAQにおける当社普通株式の終値349円に対して49.00%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のディスカウント、平成25年12月3日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値372円に対して52.15%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値362円に対して50.83%のディスカウント、平成25年12月3日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値352円に対して49.43%のディスカウントを行った価

格となります。また、本公開買付価格178円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月4日のJASDAQにおける当社株式の終値349円に対して49.00%のディスカウントを行った価格であります。

(b) 新株予約権

本新株予約権については、ストック・オプションとして、当社の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行行使することができないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の公開買付価格は1個につき1円と決定したとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得していないとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値評価分析報告書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見を表明するにあたり、公開買付者、ゲオホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるKPMGに当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、KPMGは、公開買付者、ゲオホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

KPMGは、当社経営陣から当社の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、株式市価法、DCF法及び株価倍率法（参考）の各手法を用いて当社普通株式の1株当たり株式価値の分析を行い、当社は平成25年12月3日付でKPMGより株式価値評価分析報告書を取得しました。なお、当社は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

株式市価法	352円～372円
DCF法	231円～281円
株価倍率法（参考）	361円～380円

株式市価法については、当社普通株式は株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、KPMGは株式市価法を採用しました。株式市価法では、平成25年12月3日を評価基準日として、JASDAQにおける当社普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近1ヵ月間の終値の単純平均値372円、直近3ヵ月間の終値の単純平均値362円及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値352円を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を352円から372円までと分析しています。

DCF法については、評価対象企業の将来キャッシュ・フローを基礎とするため、当社の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、KPMGはDCF法を採用しました。DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の収益予想に基づき、当社の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を231円から281円までと分析しています。なお、DCF法に基づく株式価値分析の基礎とされた事業計画において、平成26年3月期については当社が平成25年11月7日に公表した「平成26年度3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」及び「特別損失の計上及び第2四半期業績予想と実績値との差異、通期業績予想の修正並びに配当予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り営業利益について前期実績に対して大幅な増益を見込んでおりますが、それ以降の期間については大幅な増減益は見込んでおりません。

株価倍率法については、事業内容及び事業規模等の観点から当社普通株式の株式価値を直接比準できるほど当社と類似する上場会社は見受けられないものの、株式市価法及びDCF法による評価結果と比較参照する目的で、KPMGは株価倍率法を検討しました。株価倍率法では、当社の各事業と同様の事業を1つの事業として営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社普通株式の株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を361円から380円までと分析し、参考情報として提示しております。

なお、本新株予約権については、本公開買付けの対象にはなるものの、本新株予約権はストック・オプションとして当社の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行行使することができないと解されることに鑑み、当社は、KPMGに本新株予約権に関する価値の算定及び本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性に関する意見書を依頼していません。

独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして、公開買付者、ゲオホールディングス及び当社から独立した第三者である神戸法律事務所を選任し、本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。神戸法律事務所は、必要に応じて当社の取締役会との間で協議を行い、本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しております。当社は、神戸法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、本意見表明につき慎重に協議・検討を行いました。

公開買付者及び当社の支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

本公開買付けに係る当社の意見表明は、第三者である公開買付者が、当社の支配株主であるゲオホールディングスからの当社普通株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、平成25年10月9日に、公開買付者及びゲオホールディングスとの間に利害関係を有しない者として、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役の山口均氏及び藤川芳己氏に対して、本公開買付けに係る当社の意見表明が少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続きを通じた少数株主の利益への配慮がなされているかについて諮問をいたしました。

その結果、山口均氏及び藤川芳己氏から、()本公開買付けの目的の正当性を疑わせるような事情は見当たらず、本公開買付けにより当社が公開買付者の連結子会社となることについて、当社の成長戦略及び公開買付者と当社のシナジー効果の観点に基づき、当社の置かれた事業環境に鑑みた中長期的な企業価値の向上を図る目的から検討されており、その内容及び検討過程には特段不合理な点は認められないこと、()本公開買付価格は低廉であると判断されるものの、公開買付者としては、本公開買付けに多数の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また当社普通株式の上場廃止を企図するものではなく、かつ、本公開買付価格及び公開買付期間を含む本公開買付けに関する諸条件等は公開買付者とゲオホールディングスとの交渉の結果決定されたものであり、その諸条件等については、当社の立場として不合理とはいえないこと、()本公開買付けにおいては、利益相反の回避の観点から、適切な措置が講じられていると考えられ、当社が、本公開買付けに対して中立の立場をとることとし、また当社普通株式及び新株予約権について本公開買付けに応募するか否かについては、それぞれ株主及び新株予約権者の判断に委ねる旨の決議がなされた場合には、公正な手続きによってなされたものと評価できること等の事情を総合的に検討した上で、本意見表明が少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成25年12月4日付で入手しております。

当社における利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

当社は、神戸法律事務所から得た法的助言、KPMGから取得した株式価値評価分析報告書の内容、公開買付者及びゲオホールディングスとの間で利害関係を有しない当社の独立役員の意見書その他の関連資料、公開買付者及びゲオホールディングスとの間でそれぞれ実施した複数回に亘る継続的な協議の内容を踏まえ、当社として、本公開買付けに対して表明する意見の内容について慎重に協議・検討を行いました。

具体的には、当社は、主に(a)ゲオホールディングスにとって、当社はグループ戦略の構想から外れていること、(b)公開買付者が当社の筆頭株主となることは中長期的には当社の企業価値の向上に一定程度資することが期待されること、(c)本公開買付価格がゲオホールディングスと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであり、本公開買付けは公開買付者によるゲオホールディングスが保有する当社普通株式の取得を企図したものであること、一方で、(d)本公開買付けにおいては、本公開買付け後における公開買付者の株券等所有割合が3分の2を超えることから買付予定数の上限が設定されておらず、また、本公開買付価格である178円については、上場廃止を意図しない、直近の市場株価に対してディスカウントした価格による公開買付けにおいては、必ずしも公開買付け公表後の市場株価が当該公開買付価格に鞅寄せするとは限らないものの、仮に当社の事業年度の末日である平成26年3月31日時点における当社普通株式の普通取引の終値が本公開買付価格と同額となった場合には、当該時点における当社の流通株式数が平成25年12月4日時点の流通株式数1,131,777株(当社の発行済株式総数(4,303,500株)から当社の所有する自己株式数(59,494株)、当社の役員が所有する株式数(12,229株)、ゲオホールディングスが所有する株式数(3,100,000株)を控除した数)と同数であれば、想定流通株式時価総額が201,456,306円となるために、後記「(4)上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、当社普通株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあるものの、公開買付者によれば本公開買付けにより当社普通株式の上場廃止は企図しておらず、本公開買付け成立後の流通株式数や流通株式時価総額等が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には当社との間で立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議した上で当社普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であること、(e)本公開買付価格が、当社が依頼した第三者算定機関であるKPMGから受領した当社普通株式の1株

当たり株式価値の分析を行った株式価値評価分析報告書における分析結果を下回ること、その他、公開買付期間を含む本公開買付けの諸条件等を総合的に勘案いたしました。

その結果、当社は、平成25年12月4日開催の取締役会において、()本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、()当社普通株式に対する公開買付価格は低廉であると判断されるため、当社普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また()本新株予約権はストック・オプションとして当社の従業員に対して発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位であることが要求されているため、本公開買付けにより公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これを行行使することができないと解されるため、本新株予約権の公開買付価格は、1個につき1円と設定されていることから、本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち清水松生氏は、本応募契約を締結しているゲオホールディングスの取締役を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議に参加しておりません。

また、上記取締役会には当社の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社の取締役会が()本公開買付けについて中立の立場をとるとともに、()本公開買付価格は低廉であると判断されるため、当社普通株式について本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様のご判断に委ねる旨、また()本新株予約権に対する公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権について本公開買付けに応募するか否かは本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されているところ、当社は本公開買付け後も当社普通株式について上場を維持することを希望しており、また、公開買付者も、当社普通株式の上場廃止を企図していないとのことです。もっとも、本公開買付けにおける買付予定数の下限に係る株式所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定(法第27条の13第4項、令第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号)に従い、買付予定数の上限を設けることができず、ゲオホールディングス所有株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けにおける応募結果及び当社の事業年度末日の当社普通株式の普通取引の終値次第では、当社普通株式は上場廃止基準のうち、株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。)及び自己株式数を控除した株式数。)が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額。)が事業年度の末日において、2.5億円未満となった場合において、1年以内に2.5億円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。当社普通株式が上場廃止となった場合には、当社普通株式はJASDAQにおいて取引をすることができなくなります。

なお、公開買付者によれば、本公開買付けの結果、万一、当社普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議した上で、当社普通株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定とのことですが、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本公開買付けは、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として実施するものであり、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、公開買付者は、本公開買付け終了後、当社普通株式を追加取得することは予定していないとのことです。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、当社の親会社かつ筆頭株主であるゲオホールディングスとの間で、本応募契約を平成25年12月4日付で締結しているとのことです。本応募契約において、ゲオホールディングスは、(a)本公開買付けが開始され、撤回されていないこと、(b)本応募契約締結日及び本公開買付開始日において公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること(注1)、(c)公開買付者について、本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、重大な点に置いて履行又は遵守されていること(注2)、(d)当社の取締役会により、本公開買付けに反対する

旨の意見が表明されていないこと、(e)未公表の重要事実が存在しないこと、(f)天災地変その他ゲオホールディングスの責めに帰さない事由により応募を行うことが社会通念上不可能と認められる事象が生じていないことを前提条件として、ゲオホールディングスが保有する応募対象株式全て(3,100,000株)について本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。なお、第三者による当社普通株式に対する公開買付けの開始公告があった場合(但し、当該公開買付けにおける当社普通株式についての公開買付価格が、本公開買付価格を超える金額である場合に限り、以下「対抗買付け」といいます。)において、ゲオホールディングスが、本公開買付けの公開買付価格等の条件の変更の可能性について公開買付者との間で協議した上で、本公開買付けに応募することがゲオホールディングスの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合には、ゲオホールディングスは、応募を行わないことができ、既に応募している場合には応募を撤回できるとされているとのことです。

また、本応募契約において、公開買付者及びゲオホールディングスは、(a)本応募契約締結日現在において当社がゲオホールディングスから提供を受けて利用しているシステムについて、本公開買付け後の一定期間、当社をして本公開買付け実施前と同一の条件で継続して使用されること、(b)本応募契約締結日現在において当社が使用しているゲオホールディングスのブランドについて、平成27年6月30日までの間、当社をして使用させること、及び(c)当社をして、本公開買付けの成立を条件として、平成26年4月1日にLP資産譲渡を実施させることを同意しているとのことです。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、(a)公開買付者の適法な設立及び有効な存続、(b)公開買付者による本応募契約の適法かつ有効な締結及び公開買付者に対する強制執行可能性、(c)公開買付者による本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(d)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(e)反社会的勢力との関係の不存在、(f)未公表の重要事実を認識していないことについて表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本応募契約において、公開買付者は、本公開買付けの期間における義務として、(a)対抗買付けがあった場合に、ゲオホールディングスからの協議の申し入れに速やかに応じる義務、(b)自らが表明及び保証した事項について真実又は正確でないおそれがあることを認識した場合に速やかにゲオホールディングスに対して通知等する義務、(c)秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、(d)本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、(e)本応募契約の締結及び履行に関連して自らに発生した費用を負担する義務、(f)本応募契約に定めのない事項についての誠実協議の義務を負っているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
清水 松生	取締役会長		-	-
光安 浩二	代表取締役社長	営業本部長	-	-
吉住 実	常務取締役	管理本部長	8,324	83
高野 泰樹	取締役	総務部長	-	-
神内 孝元	常勤監査役		-	-
山口 均	監査役		3,905	39
藤川 芳己	監査役		-	-

注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

2) 監査役山口均、藤川芳己の両名は、社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。